

議案第18号

鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例及び教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について

次のとおり鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例及び教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平23年11月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例及び教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

（鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例の一部改正）

第1条 鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例（平成19年鳥取県条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄

中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
別表第1（第2条、第4条関係）			別表第1（第2条、第4条関係）		
区分		報酬又は給料の額	区分		報酬又は給料の額
知事		月額 <u>1,200,000円</u>	知事		月額 <u>1,207,000円</u>
副知事		月額 <u>895,000円</u>	副知事		月額 <u>900,000円</u>
教育委員会 の委員	委員長	月額 <u>190,000円</u>	教育委員会 の委員	委員長	月額 <u>191,000円</u>
	委員（教育長である者 を除く。）	月額 <u>155,000円</u>		委員（教育長である者 を除く。）	月額 <u>156,000円</u>
選挙管理委 員会の委員	委員長	日額 <u>25,800円</u>	選挙管理委 員会の委員	委員長	日額 <u>26,000円</u>
	委員	日額 <u>21,900円</u>		委員	日額 <u>22,000円</u>
監査委員	常勤の監査委員	月額 <u>545,000円</u> を超えない 範囲内において知事が定め る額	監査委員	常勤の監査委員	月額 <u>548,000円</u> を超えない 範囲内において知事が定め る額
	非常勤 議会の議員のう	月額 <u>88,000円</u>		非常勤 議会の議員のう	月額 <u>89,000円</u>

	の監査 委員	ちから選任され た監査委員	
		識見を有する者 のうちから選任 された監査委員	月額 <u>227,000円</u>
人事委員会 の委員	委員長		月額 <u>190,000円</u>
	委員		月額 <u>155,000円</u>
労働委員会 の委員	会長		月額 <u>190,000円</u>
	公益委員		月額 <u>155,000円</u>
	使用者委員及び労働者 委員		月額 <u>134,000円</u>
収用委員会 の委員	会長		日額 <u>25,800円</u>
	委員		日額 <u>21,900円</u>
海区漁業調 整委員会の 委員	会長		日額 <u>16,900円</u>
	委員		日額 <u>14,900円</u>

	の監査 委員	ちから選任され た監査委員	
		識見を有する者 のうちから選任 された監査委員	月額 <u>228,000円</u>
人事委員会 の委員	委員長		月額 <u>191,000円</u>
	委員		月額 <u>156,000円</u>
労働委員会 の委員	会長		月額 <u>191,000円</u>
	公益委員		月額 <u>156,000円</u>
	使用者委員及び労働者 委員		月額 <u>135,000円</u>
収用委員会 の委員	会長		日額 <u>26,000円</u>
	委員		日額 <u>22,000円</u>
海区漁業調 整委員会の 委員	会長		日額 <u>17,000円</u>
	委員		日額 <u>15,000円</u>

内水面漁場	会長	日額 <u>16,900円</u>
管理委員会 の委員	委員	日額 <u>14,900円</u>
公安委員会 の委員	委員長	月額 <u>190,000円</u>
	委員	月額 <u>155,000円</u>
専門委員		日額 <u>14,900円以内</u>
附属機関（鳥取県男女共同参画推進員を除く。）の委員その他の構成員		日額 <u>10,100円以内</u>
鳥取県男女共同参画推進員		日額 <u>14,900円</u>
略		

内水面漁場	会長	日額 <u>17,000円</u>
管理委員会 の委員	委員	日額 <u>15,000円</u>
公安委員会 の委員	委員長	月額 <u>191,000円</u>
	委員	月額 <u>156,000円</u>
専門委員		日額 <u>15,000円以内</u>
附属機関（鳥取県男女共同参画推進員を除く。）の委員その他の構成員		日額 <u>10,200円以内</u>
鳥取県男女共同参画推進員		日額 <u>15,000円</u>
略		

（教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正）

第2条 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和34年鳥取県条例第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
-------	-------

(給与)

第2条 略

2 教育長の給料の額は、月額73万5,000円を超えない範囲内において教育委員会が知事と協議して定める。

3及び4 略

(給与)

第2条 略

2 教育長の給料の額は、月額73万9,000円を超えない範囲内において教育委員会が知事と協議して定める。

3及び4 略

附 則

この条例は、平成24年1月1日から施行する。

